

# 要介護者の障害者控除と医療費控除について

## 障害者控除

●「障害者控除対象者認定書」の発行について

要介護認定された人で、①身体障害者手帳②療育手帳③精神障害者保健福祉手帳④戦傷病者手帳を交付されていない人が、所得申告の控除を受けるためには「障害者控除対象者認定書」が必要です。

①～④の手帳を交付されている人は、所得申告の際に手帳を提示すれば、障害者控除または特別障害者控除の対象になります。ただし、障害者控除の対象者（障害等級が3～6級の人など）でも、要介護4・5の人は特別障害者控除の対象になりますので、申請をしてください。

本年度も対象者に申請を案内する通知書を送っています。なお、通知書が届いていない、またはなくした場合でも要介護者であれば申請することができますので、下記申請先で手続きの上、認定書を受け取ってください。

【対象者】 平成22年12月31日現在（平成22年中に亡くなった場合は、亡くなった日現在）で、要介護1から5までの認定を受けている65歳以上の人

●要介護1～3  
●障害者控除  
●要介護4・5  
●特別障害者控除

【手数料】 無料

## 医療費控除

●「おむつ使用証明」の発行について

寝たきり状態および尿失禁の可能性がある要介護者のおむつ代は、医師が発行するおむつ使用証明書により医療費控除の対象になります。ただし、2年目以降は要介護認定の際に作成された主治医意見書で確認できる場合に、市で医療費控除の対象として認められる証明書を発行します。

【対象者】 おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降の要介護者で、主

治医意見書に明記されている人

※1年目は医師の証明書が必要です。証明書の様式は各総合支所の市民福祉課にあります。

【手数料】 1通⇨300円

## 手続きについて

【申請期間】

1月26日（水）～  
3月15日（火）  
午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜・祝日を除く）

【申請先】

▼各総合支所市民福祉課  
市民福祉係  
▼福祉事務所長寿介護課  
認定審査係（市役所南庁舎1階）  
【必要なもの】 対象者の介護保険被保険者証  
【申請できる人】 対象者またはその親族  
【問い合わせ】 福祉事務所長寿介護課認定審査係  
☎ 0220（58）5551

# 「住民基本台帳カード」無料交付中です！

市では、住民基本台帳カード（以下「住基カード」）の普及を進めるため、住基カードを無料で発行しています。

## ◆住基カードとは？

市町村が交付する住民票コードなどを記録したICカードで、有効期限は10年です。住基カードは、写真付きと写真なしの2種類があり、希望するカードを選択できます。

## ◆住基カードがあると・・・

①公的個人認証サービスの電子証明書を取得することにより、インターネットで国税の申告などの行政手続きが利用できます。

※ただし、電子証明書の発行手数料500円と、ICカードリーダライタが必要です。

②写真付きの住基カードは、公的な身分証明書として利用できます。

③全国どこの市町村でも、住民票の写しの交付が受けられます。

④「付記転出届」を転出市町村へ送付することによって、転出証明書無しで転入手続きをすることができ、転入転出の手続きが簡単になります。

※現在、住基カードを活用した住民票の写しなどの自動交付サービスの提供について検討中であり、住基カードを利用したサービスは、今後さらに拡大し便利になります。

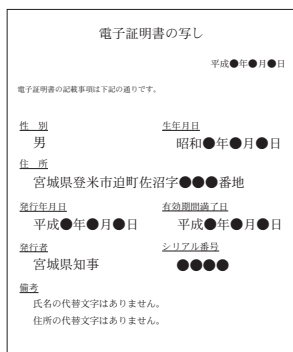
# 電子申告をお考えの皆さん「電子証明書の有効期限は3年です！」

有効期限（3年）が切れた場合や、引っ越し、結婚などにより住所や氏名を変更した場合は、電子証明書が失効します。失効した場合には、国税の電子申告などの電子申請・届け出に利用できなくなります。

新しい電子証明書の発行を希望する人は、各総合支所市民福祉課窓口で手続きをお願いします。

## ◆手続きに必要なもの

- ・更新する電子証明書が格納された住民基本台帳カード
- ・本人確認のために必要な資料（写真付きの公的な証明書 ※例：運転免許証）
- ・電子証明書発行手数料＝500円



▲電子証明書のイメージ

## 【問い合わせ】

市民生活部市民生活課 戸籍係 ☎ 0220（58）2118 または各総合支所市民福祉課 市民福祉係

# ～水洗化の情報、お届けします～

市では現在、公共下水道事業・農業集落排水事業・浄化槽整備推進事業の3つの汚水処理事業により水洗化を進め、生活環境の保全および公衆衛生の向上に努めています。

そこで、「水洗化普及促進出前講座」を開催し、市民の皆さんに水洗化に関する情報提供を行います。出前講座を希望する人は建設部下水道課（市役所中田庁舎2階）、または各総合支所地域生活課に備え付けの申込用紙に記入の上、申し込みください。また、水洗化について知りたいこと、疑問や要望などがありましたら気軽に下水道課までご連絡ください。

【内容】 公共下水道事業・農業集落排水事業・浄化槽整備推進事業の3つの汚水処理事業を基本とし、申込者（団体）の希望と地域性を考慮した講座内容とします。

【申込条件】 ・対象人数＝5人以上（5世帯以上）  
・開催時間＝午前9時～午後5時および午後7時～9時の間  
・会場＝原則として申込者側で確保

【申込方法】 申込書に記入の上、建設部下水道課に開催希望日の7日前までに申し込みください。（ファクシミリ可）※電話による直接申し込みも可能です。

【申し込み・問い合わせ】 建設部下水道課 事業管理係 ☎ 0220（34）2359または2358 FAX 0220（34）3448

## 住宅用太陽光発電システム設置補助制度申請期間延長のお知らせ

市では、住宅用太陽光発電システムを設置する市民の皆さんに、設置費用の一部を補助しています。国の補助が新たに開始されたことに伴い、市の補助も申請の受付期間を平成23年3月まで延長します。ただし、補助金交付の対象になるのは、平成23年3月31日までに電力会社と対象システムの電力受給を開始し、実績報告書を市に提出できる場合に限ります。補助金の申請を検討している人は、早めに申請をしてください。

※補助金申請をする際には条件がありますので、詳細については、左記まで問い合わせください。

【申し込み・問い合わせ】

市民生活部環境課  
☎ 0220（58）5553  
【URL】 <http://www.city.yonezumiya.jp/kankyo/>

## 佐沼病院からのお知らせ

佐沼病院では、東北大学病院・大崎市民病院から協力を

いただき、「物忘れ外来」と「リウマチ・膠原病（こうげん病外来）」を行っています。

◆物忘れ外来

【開設日】 毎週木曜日の午前・午後

【診療担当医師】 東北大学高齢者高次脳医学

寄附講座 中村馨先生

※受診する場合には、地域包

括支援センター、またはほか

の医療機関からの紹介が必要

です。

【問い合わせ】 最寄りの地域

包括支援センター

または市立佐沼病院地域医

療連携室

☎ 0220（22）5511

（内線215）

◆リウマチ・膠原病外来

【開設日】

毎月第3火曜日の午後

【診療担当医師】

大崎市民病院副院長

高井修先生

※受診する場合には、事前に

予約が必要です。

【予約先・問い合わせ】

市立佐沼病院医事課  
☎ 0220（22）5511

